



中小企業組合士制度について

Question

私はある協同組合に入職して約3年が経ち、共同受注事業、共同購買事業等の組合の業務にも大分慣れてきました。最近、組合制度・運営等について更に理解を深めたいと思っていたところ、中小企業組合士制度というものがあると聞きました。この制度はどのようなものでしょうか。

Answer

中小企業組合士制度は、昭和49年度から中小企業庁の後援を得て実施しているもので、中小企業組合（事業協同組合、企業組合、商工組合やこれらの組合の連合会）の役職員を対象として、全国中小企業団体中央会が組合の職務の遂行及び指導に必要な知識に関する試験（中小企業組合検定試験）を行い、試験に合格した者の中から、組合及びこれに準ずる機関において一定の実務経験を有する者に対し中小企業組合士の称号を与えることにより、組合の役職員等の資質の向上を図り、もって組合の健全な発展に資することを目的とするものです。

いま、組合は共同事業の円滑な運営、組合員間の活発な交流・連携等の推進に加え、組合法の改正により、ガバナンス（組合自治）の充実が求められています。このような課題や要請に応えるためには共同事業の運営に当たる事務局の強化が不可欠であり、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要となっています。

現在全国で3,109名（福岡県内においては96名）の中小企業組合士が登録されており、それぞれの専門分野において活躍しています。

また、29都道府県に中小企業組合士協会が設立され、同じ地域の組合士が互いに情報交換や研修会等を活発に行っている他、これら各中小企業組合士協会組織する全国中小企業組合士協会連合会も設立されており、本制度のなご一層の発展、充実が期待されています。

福岡県においても、昭和54年1月に福岡県中小企業組合士協会が設立され、各事業を実施し

ております。九州では6県に組合士協会が設立されており、「九州中小企業組合士協会連合会」を組織、毎年各県中央会持ち回りにより研修事業等を実施しておりますが、平成27年度は福岡県で実施する予定です。

なお、本会では毎年、中小企業組合検定試験の対策講座を実施しております。本年度の日程は未定ですが、受講料は無料で、どなたでも受講できます。中小企業組合検定試験の受講を考えている方はぜひ受講ください。

皆様方のチャレンジをお待ちしております。

中小企業組合検定試験の概要

試験科目	「組合会計」「組合制度」「組合運営」の3科目です。3科目に合格すると中小企業組合士の認定資格が得られます。一部の科目について合格した場合、その後3年間はその科目の受験が免除されます。
試験日	平成27年12月6日（日）
受験料	5,000円 （一部科目免除者は3,000円）
合格発表	平成28年3月1日（予定）

中小企業組合検定試験、福岡県中小企業組合士協会に関するお問い合わせは下記まで
 福岡県中小企業団体中央会 情報調査課
 電話 092-622-8794
 E-mail : joho@chuokai-fukuoka.or.jp